

# 明日の安心と成長のための 緊急経済対策

別添 A

## (1) 森林・林業再生の加速

利用間伐を進めるため、人材育成、高性能機械化、施業集約化によるコスト削減を図るとともに、国産材の需要を創出し、森林・林業の再生を図る。

### <具体的な措置>

#### ○集約化と利用間伐の推進に資する人材の育成と施業の効率化

- ・ 集約化に必要な森林施業プランナーを育成する。また、先進林業機械の導入を進めるとともに、これを効率的に稼働させるオペレーターや、低コストで耐久性のある路網作設を行うオペレーターの養成を図る。

#### ○森林・林業再生プラン(仮称)の実践

- ・ 先行地域において、地域の全体計画に基づき路網整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施する。

#### ○木材利用の推進

- ・ 防火性能向上に係る建築物の性能認定や、2×4住宅における部材開発等、地域材を活用した木材製品の実用化を図る。
- ・ 地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興

## (3) 住宅版エコポイント制度の創設等

### <具体的な措置>

#### ○住宅版エコポイント制度の創設

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

#### ○高効率の太陽熱利用システムの住宅への設置普及に関する実証事業

## <金融対策>

### (1) 「景気対応緊急保証」の創設等

景気対応緊急保証の創設等により、中小企業者等に対する金融機関からの円滑な資金供給を促進する。

#### <具体的な措置>

#### ○「景気対応緊急保証」の創設等

##### (ア) 「景気対応緊急保証」の創設

来年3月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた信用保証制度に変更する(平成22年度末までの時限措置)。

##### (イ) 保証枠

- ・ 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに6兆円を追加

## (2)セーフティネット貸付等の延長・拡充

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等のセーフティネット貸付等の延長・拡充により、中小企業者等への円滑な資金供給を行う。

### <具体的な措置>

#### ○セーフティネット貸付等の延長・拡充

##### (ア)期限の延長・枠の拡充

- ・ 期限の延長(平成 22 年度末まで)
- ・ 貸付枠・条件変更目標の追加(約4兆円)

##### (イ)日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- ・ 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・ 売上減少対応の金利引下げの継続 等

##### (ウ)沖縄振興開発金融公庫による金融セーフティネットの確保

- ・ セーフティネット貸付及び沖縄独自制度(観光、離島振興など)に係る拡充措置の適用期限の延長など

(別紙)

### 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の規模

	(単位：兆円)	
	国費	事業費
1. 雇用	0.6 程度	0.6 程度
<緊急対応>	0.3 程度	0.3 程度
<成長戦略への布石>	0.4 程度	0.4 程度
2. 環境	0.8 程度	4.1 程度
<「エコ消費3本柱」の推進>	0.6 程度	3.9 程度
<成長戦略への布石>	0.2 程度	0.2 程度
3. 景気	1.7 程度	18.6 程度
<金融対策>	1.2 程度	10.4 程度
<住宅投資>	0.5 程度	8.2 程度
4. 生活の安心確保	0.8 程度	1.0 程度
5. 地方支援	3.5 程度	3.5 程度
<きめ細かなインフラ整備支援の交付金>	0.5 程度	0.5 程度
<交付税減少額の補てん等>	3.0 程度	3.0 程度
6. 「国民潜在力」の発揮	—	—
合 計	7.2 程度	24.4 程度

(注) (注)

(注)「住宅版エコポイント制度の創設」については、2.「エコ消費3本柱」の推進、及び3.住宅投資に該当するため合計から重複額を控除している。